

第6章 誘導施策

本章では、「多極ネットワーク型のコンパクトシティ」を形成するため、区域内への誘導や、交通ネットワークの充実の取組をはじめ、本計画の実現に向けた誘導施策を整理します。

1.「安心して暮らせる住みよい環境の形成」のための施策

「安心して暮らせる住みよい環境の形成」に向けて、居住誘導区域や地域拠点・生活拠点への定住・誘導の促進や、居住を誘導するための良好で安全・安心な居住環境の形成などに取り組みます。

施策	<p>(1) 良好な居住環境の形成に関する施策 誘導区域内の公共施設等の整備・改修を進めます。</p>
主な取組内容	<p>◆公共施設等の整備や更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活にもっとも身近な生活道路や公園の整備、改善 ・ 市営住宅などの公共建築物の計画的な整備・更新 ・ 老朽化した都市インフラの計画的な改修※詳細は別添参照 ・ 教育・保育施設及び放課後児童クラブの建替等に対する支援 ・ 子どもたちの良好な教育環境の確保(学校規模適正化の推進) ・ 再生可能エネルギーの利活用

施策	<p>(2) 安心・安全に生活できる環境づくりに関する施策 居住・生活環境の安全性を高める取組を進めます。</p>
主な取組内容	<p>◆安心・安全な居住・生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 街路灯などのLED化の推進 ・ 交通安全施設の整備や通学路等の安全対策 ・ 住宅改修費用の支援 ・ 管理不全な空き家等の除却支援 ・ 民間建築物に使用されているアスベスト除去等の促進 ・ 住宅・建築物の省エネ・再エネの導入促進



施策	(3) 遊休不動産の有効活用に関する施策 誘導区域内の空き家や空き地等を減らし居住者を増やすための取組を進めます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆空き家等の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等バンク制度の活用 ・ 民間企業や団体と連携した利活用の推進 ・ 空き家利活用に関する情報発信 ◆低未利用地(空き地等)の有効活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き地情報の空き家等バンクへの登録 ・ 低未利用地を活用した住宅取得の支援 ・ 小規模な土地区画整理事業を活用した居住の誘導に関する調査・研究及び導入の検討 ・ 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の周知

施策	(4) 居住誘導に関する施策 誘導区域内への居住を後押しするための取組を進めます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆誘導区域内の住宅取得への助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導区域内の住宅取得に係る借入金利を支援（住宅金融支援機構の「フラット35」と連携） ・ 居住を誘導するための新たな助成制度の検討(低未利用地を活用した住宅取得の支援など) ◆居住誘導に向けた情報提供・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体等と連携した居住誘導に向けた情報発信や相談会の開催

施策	(5) 適正な土地利用の推進に関する施策 快適な居住環境の確保や良好な市街地を形成するための制度の運用や、導入の検討を進めます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆届出制度の運用による居住の誘導・維持 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以上の住宅の開発・建築の届出制度の運用 ◆住宅地化を抑制すべき区域(居住調整地域)の導入検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地の拡大を抑制するための制度活用の検討

2.「多様な都市機能が集積した中心拠点の形成」のための施策

「多様な都市機能が集積した中心拠点の形成」に向けて、中心拠点内にある市街地中心・寿・西原のそれぞれの役割に応じた都市機能を維持・確保し、良好で活力ある市街地を創出するため、民間活力を生かした都市機能の誘導や都心、拠点の魅力向上などに取り組みます。

施策	<p>(1) 魅力ある都市空間の形成に関する施策</p> <p>市街地中心部を賑わいのある魅力的な場所にするための取組を進めます。市街地中心部に楽しく集える公共空間をつくるための取組を進めます。</p> <p>市街地中心部、寿、西原に医療や子育て施設などをつくる人に、国等の事業を活用して支援を行います。</p> <p>市街地中心部、寿、西原にある公共施設の再配置や公的不動産の活用を検討します。</p>
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間企業等と連携した市街地中心地域の空き地・空き家の解消等による賑わい創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家や空き店舗等を活用した創業・出店支援 ・ 老朽化した街路灯・アーケード等の景観対策 ・ 商店街や地域団体の自発的な賑わいづくり活動に対する支援 ・ 管理不全空き家等の除却、除却後の利活用、流動化に関する促進策の検討 ・ 小規模な土地区画整理事業を活用した生活利便施設の立地の誘導に関する調査・研究及び導入の検討 ・ サテライトオフィスを開設する事業者への支援 ◆民間事業者等が整備する医療・子育て施設などに対する支援（国等の事業を活用） <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良建築物等整備事業(国) ・ 都市構造再編集中支援事業(国) ・ まち再生出資業務(民間都市開発推進機構) ・ 特例や支援措置に関する民間事業者への情報の提供 ◆届出制度の運用による誘導施設の維持・誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設の新築、改築、用途変更、廃止にかかる届出制度の運用 ◆公共施設の再配置や公的不動産の活用の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再配置や公的不動産の活用の検討 ・ リナシティの再編や機能更新等 ◆楽しく歩け集える道路や公園等の公共空間づくり(居心地が良く歩きたくなるまちづくり) <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や公園等を活用したオープンスペースの確保 ◆都市計画制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を区域内へ誘導するため、必要に応じて用途規制等の緩和を検討

3.「拠点へのアクセス向上を図る交通ネットワークの充実」のための施策

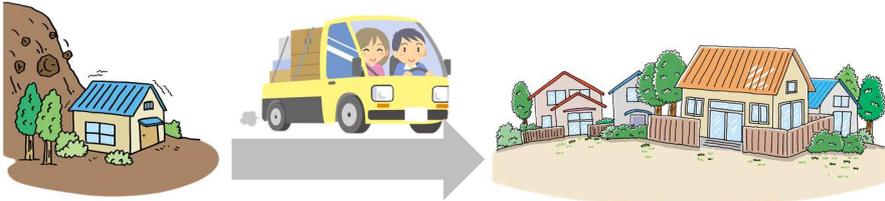
「拠点へのアクセス向上を図る交通ネットワークの充実」に向けて、交通環境を支える基盤整備、公共交通の利便性の向上や円滑な移動の確保などに取り組みます。

<p>施策</p>	<p>(1) 幹線道路(ネットワーク)整備に関する施策 拠点と拠点を円滑に移動できるように、都市計画道路などの幹線道路の整備を進めます。</p>
<p>主な取組内容</p>	<p>◆国道や県道、都市計画道路等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な幹線道路や都市計画道路の整備
<p>施策</p>	<p>(2) バス路線網の再編に関する施策 市民生活に必要な交通手段を確保するために、バス路線網の見直しやバス事業者への支援を行います。</p>
<p>主な取組内容</p>	<p>◆公共交通の運行支援（地域住民の生活に必要な交通手段の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点間や生活圏内等の移動を支える公共交通（廃止路線代替バス等）の維持・確保 <p>◆バス路線の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止路線代替バスやくるりんバスについて、地域の実情に応じて路線統廃合やくるりんバス・乗合タクシー等へ移行
<p>施策</p>	<p>(3) 公共交通の利用促進に関する施策 公共交通の利用を促進するために、路線バス・くるりんバス等の利便性向上の取組を進めます。</p>
<p>主な取組内容</p>	<p>◆路線バス・くるりんバス・乗合タクシー等の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行内容（運行ルート、ダイヤ等）を改善し、利用しやすい運行体制の確保 ・ 分かりやすい公共交通情報の提供 ・ 運転免許返納者を対象とした運賃割引制度の継続・見直し <p>◆敬老バス乗車賃助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が利用するバスや乗合タクシーの乗車賃助成
<p>施策</p>	<p>(4) 公共交通を補う移動手段の導入に関する施策 公共交通を補う新たな移動手段を検討します。</p>
<p>主な取組内容</p>	<p>◆公共交通を補う移動手段の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた輸送資源(自家用有償旅客運送、民間事業者による移動サービス、許可や登録を要しない運送等)を活用し最適な輸送手段を確保 ・ 電気自動車等による公共交通のグリーン化導入促進

4.「災害に強いまちづくり(防災指針)」のための施策

近年、頻発化・激甚化の傾向をみせている自然災害に対して、災害リスクの回避と、災害リスクを低減するために、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策に総合的に取り組みます。

施策	<p>(1) 災害を防ぐ減らすための施策 河川の掘削や堤防の強化、大雨時の排水や一時的に雨水を貯める対策、崖崩れ防止工事、住環境やインフラの耐震対策などを進めます。</p>
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆内水対策の強化(排水ポンプ設置、排水ポンプ車の機動的活用、水路網改修) <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水・冠水被害を軽減するための排水路整備 ・ 新川地区、永和地区等の浸水対策 ◆雨水流出抑制施設(開発行為等)の設置促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発時における雨水流出抑制施設の設置促進 ◆公共施設(公園、駐車場等)を活用した雨水流出抑制施設の設置推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水、冠水箇所の改善を図るための雨水流出抑制施設整備 ◆河川氾濫による災害の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 準用河川等の寄洲除去、除草伐採 ◆土砂流出による災害の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地の崩落防止工事や砂防施設整備 ◆地震による災害の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面するブロック塀等の撤去・改修の支援 ・ 上下水道管路等、公共施設の耐震化の推進 ・ 大規模盛土造成地の安全性確認等の促進

施策	<p>(2) 被害者を減らすための施策 崖崩れのおそれがあるところに住む人を安全な地域へ誘導を行います。また、自然災害を誘発するおそれが高まる開発や建築行為を抑制します。</p>
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害危険性の高い箇所から誘導区域への住み替えに対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ がけ地等の危険な区域にある住宅を安全な場所に移転する経費の補助 ◆届出制度の運用等による住宅や誘導施設の立地のコントロール <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害リスクが高まる恐れのある開発や建築行為を抑制 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>

<p>施策</p>	<p>(3) 被害軽減、早期復旧・復興のための施策 災害リスク情報の発信や災害発生後の人的・物的支援を受けられるよう企業等との連携を進めます。</p>
<p>主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川への水位計の設置 ◆想定最大規模の降雨を対象とした総合ハザードマップの作成・周知 ◆防災行政無線の設置・普及 ◆防災関係スマートフォンアプリの普及 ◆要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ◆避難行動要支援者の個別計画作成 ◆防災出前講座等の実施（防災マップ(マイタイムライン)の活用等) ◆届出避難所の推進 ◆自主防災組織の活性化 ◆食料品等、防災用品備蓄の推進 ◆防災協定の締結・連携 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>
<p>施策</p>	<p>(4) 市民生活の低下を防ぐための施策 災害が起こった際の行動計画の検証や見直しなどを行います。</p>
<p>主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆消防団との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の防除活動、避難支援、被災者の救出・救助体制の確立・強化 ◆タイムラインの検証・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、企業、市民等が連携して災害対応を行うための防災行動計画(タイムライン)の検証・見直し